

【 第 2 回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和 2 年 2 月 2 1 日（金） 1 8：3 0～2 1：3 4

場 所：中標津町総合文化会館 第 2 研修室（A）

出席者：1 0 名

（中標津町自治推進会議委員 4 名、ファシリテーター 1 名、事務局 5 名）

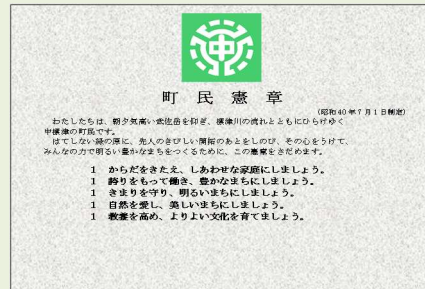
<会議次第>

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

町民憲章 唱和



- （1）自治基本条例を学ぼう！！（勉強会）
- （2）今年度の取組の実施状況・成果について
- （3）今日の振り返りと次回会議に向けての確認
- （4）その他

4 閉 会

<配付資料>

- ① 令和元年度第 2 回中標津町自治推進会議次第 [省略]
- ② 広報なかしべつ条例解説掲載記事（その 1 3～その 1 7）[省略]
- ③ 数字で見る中標津町自治基本条例の運用状況（経年状況 H24～H30 年度分）[省略]
- ④ 町の条例体系図 [省略]
- ⑤ じわじわアンケート集計結果 [省略]
- ⑥ 令和元年度（2019 年度）自治推進会議の流れ [省略]
- ⑦ 12/5、1/31 自治推進会議あり方会議板書 PDF [省略]
- ⑧ まちづくり町民アンケート調査結果報告書 [省略]

<会議結果報告>

開 会

- ◆この日は、佐々木会長の挨拶の前に、これまでの『自治推進会議あり方会議』で話し合っ、続けることとした町民憲章の唱和と自治基本条例の条文についての勉強会を行いました。
- その後は、次第に沿った内容での会議となりました。

※町民憲章 唱和！！

◆事務局も含めてこの日の出席者全員で町民憲章を唱和！！

本間副会長が冒頭の部分を読み上げ、その後出席者全員で唱和を行いました。

『町民憲章の唱和を行います。ご起立ください。私が、まず町民憲章の前文を

読み上げますので、引き続き、本文の唱和をお願いします。』

出席者全員で、唱和。『着席ください。』

※自治基本条例を学ぼう！！（勉強会）

◆これまでの続きとなる自治基本条例について条例解説書を資料に勉強会を行いました。



自治基本条例の解説書は、
町のホームページにも
掲載しています。

【第10条（町民の意見提案への対応）】

⇒東田ファシリテーター

自治基本条例が始まってから、意見や要望は来るとは思うが、
今まで、“第10条”に沿って、何か意見や提案が来て、実際に企画課が対応したという
事例や自治推進会議の事務局である企画課が知っているという案件はあるのか？

自治基本条例の第10条に照らし合わせて、その“検討結果”を公表したかどうかを知り
たかった。町に対して様々な意見が寄せられると思うが、第10条に照らし合わせて、
その意見に対する検討結果を公表しなくてはならないとなって、公表したという事例があ
るかということ。

《事務局：総務部長》

例えば、議会報告会を毎年開催しており、事前に町民の方から意見やご質問をいただいて、それに対する報告会を行っている。行政側の考え方を聞かなければならないところは、事前に聞いていく。それを行い、町民の方に返す。その結果については、議会広報に掲載している。議会は、そういうかたちで行っている。

⇒東田ファシリテーター

別な質問をしたい。他の担当課が、『自分達は自治基本条例の第10条に照らし合わせたから、こういう対応をした』との連絡は企画課に来るのか？

《事務局：総務部長》

基本的には、公職者からの意見や要望については、必ず関係部局から、自分のところである総務は通っていく。

⇒東田ファシリテーター

とは言っても、“第10条に沿って”『公表した』という事例はないのでは？

でも、その条文があることで、町民は安心するということはあると思う。

何かあった時には、そういうことがあるのだと。

今、この何年かでは、とりあえず、そういうことはないのではとの納得感がある。

意見等

○パブコメで、その後公表するとか。町長との懇談会の内容を後から広報するなど自分は今やっていることのほうを思いついたが、それ以外のところはどうかかな？とも思う。

⇒東田ファシリテーター

そのような状況。第10条について他に何か意見や質問は？

意見等

○まちづくり懇談会、議会報告会、町内会長に来る「意見書」というものがある。一般の町民の人が出すことが出来るものは。

まちづくり懇談会の意見は、必ず返答が来る。個人ではなくて、町内会長宛で来るので、町内会長は町内会で回覧するというやり方をしている。議会報告会も今年度から、事前に『所管の人に意見がある人は意見を出して』となって、意見を集約して、それに対しての回答が返ってくるのではなくて、議会報告のところで載せる。返答ではないけれども、それで網羅している。町長とのまちづくり懇談会も、広報で出している。

○今は出してくれているけれども、将来もしそれが出て来なくなった時には“危険”ということもある。

○毎年自治推進会議で配付されている「数字で見る自治基本条例の運用状況」を見ると、非公開の会議が多いのではという印象を持っている。それも具体的に内容を聞いたら、「それは出せないよね」というものなのかもしれないが…。

⇒東田ファシリテーター

『会議の非公開が多い』というのは、印象の話なの？

例えば、今の役場の中に、一人でも町民が入っている会議がこれだけあって、審査する内容のものなどで、個人のプライバシーが話し合われるのは、非公開であると省いて、残りのいくつかは、“公開”しているけれども、ただ“傍聴しに行く人がいない”だけで、[傍聴がOK]となっているのか？など、数字や内容でチェックしたことがある？

このことは、みんなにも聞きたい。

『多いよね』ということが感覚的なものなのか、他のところと比べてどうなのか？

意見等

○他のまちとは比べたことがない。配付された資料の公開・非公開を見て思うだけで、
どういうものなのかは知らないから、感覚でしかないが…。

⇒東田ファシリテーター

ちなみに、自分も関わっている景観審議会是非公開ではない。

ただし、その都度の審議する案件によって、会長が判断する。「こういう内容であれば、傍聴してもいい」として、その時には傍聴していただく。

意見等

○障がい者自立支援の審査会もたぶんダメでは。介護認定審査会もダメ。

そういうものが占めているのと、予防接種の健康被害もダメだと思う。

そうしたら、それほど多くない。町営住宅の運営委員会も、誰を入居させるか選考しなくてはならないと思うのでダメ。それほどない。文化財保護審議会是非公開になっているが、これは自分は分らない。

○育英資金の運営審議会も多分ダメなのではないだろうか。

⇒東田ファシリテーター

自分も他のまちの文化財の審議会に携わっているが、『文化財にして欲しい』と思うオーナーさんがいる状況の中で、審議会では、文化財のレベル的な評価の高さ低さの審議をする。その時には、傍聴者がいると困ると思う。オーナーさんのプライドや名誉、“我が家の歴史”を評価するかということなので、濃い話になる。ただ、中標津町がどこまでそのような話をしているかということはあると思うが、「内容によって判断する」ということはありだと思われ、基本“非公開”かもしれない。小樽市は“非公開”だと思う。個人の財産やプライベートなことを議論する可能性があるところは、全部非公開だと思う。利害関係があるものも。景観審議会は、利害関係があることについて話し合いをする場合もあるが、一方でそうではない時もあるので、なるべく会議を“開いていこう”としている。

意見等

- 「非公開が多い」ということは、自分の勝手なイメージだったけれども、そうであれば、“公開”のものがあまり知られていないのではないかとも思う。
- 「何月何日にこういう会議がありますよ」と。「傍聴出来ますよ」と。
- “公開の会議”であっても、町民への周知が「なし」「なし」「なし」となっている。

⇒東田ファシリテーター

逆に、会議に突然町民が傍聴に来たら行政側は驚くかもしれない。

会議の公開・非公開については、公開出来るものは公開したほうが良いに決まっているが、プライバシーのことが関係するので…。

ただし、公開出来ないものは、単純に『非公開』と書くのではなくて、「なぜそうなのか？」ということも併せて書く。公開の会議については、「公開してます」と広報する。

意見等

- そう思う。『住民への周知なし』ということを書いているのはどうなのか。
- それはちょっと悲しいのでは？

⇒東田ファシリテーター

町民への周知をたくさん“あり”にして欲しい。

開く側としては、住民への周知は、どのように行いたいのだろうか？

「公開してますよ」ということを何に書けば、『ああ、ここは公開している会議であれば、行きたいな』と思った人が行くことが出来るのだろうか？

《事務局：企画課長》

広報紙では、公開することを目的に会議を開催しているのであれば、広報紙などで大々的に周知は行うと思うが、内々で開いている会議は、町民の皆さんにお知らせする術がない。

⇒東田ファシリテーター

公開しているけれど、公開しているということを本当に広報すべきなのかどうなのかということがある。広報の紙面を割いたり、手間をかけて。どのくらいの公開度合か周知度合いかということ。自治推進会議として、町民の皆さんに知って欲しいとなった時に、担当者の手間など。会議を主催する側はどうなのか？ということもある。

意見等

- 公開の度合いをどうするかということについては、**自治基本条例的に言うと、、、**

基本的には『公開』なのではないかと思う。“**公開することが前提**”なので

は？

逆に、公開しないという理由が、きちんとある場合には、「この会議は公開しません」と明確にする。これが一つの流れだと思う。情報共有という段階でいうと、「このような会

議があります」と公開するのが本来ではないかという気がする。
○会議として、「個人情報があるから、公開はダメ」、「子どものことが出てくるから公開はダメと」分かるようになっていればいい。

⇒東田ファシリテーター

自分もそう思う。だから、ただ「非公開」と書くのでなくて、その理由をきちんと明文化して、言葉にしておくことは大事だと思う。

文化財審議会がなぜ非公開なのかということを自分は語ることが出来るけれど、町民の人が町のホームページを見て、『自分も行ってみたい』となった時に、『そういう理由であれば、見に行けないのだ』と納得出来るように。説明されると、納得出来る。でも、何も書いていなければ『どうして?』となってしまうと思う。

自治推進会議としては、原則公開!?

《事務局：企画課長》

補足すると、自治推進会議もそうであるが、町の会議は、要綱や規則などで規定されているので、その中で公開するかしないかと決まっている。そのため、個別の会議は、要綱などを確認しないと、公開・非公開と判断出来ない場合もある。

◆この日の自治基本条例の勉強会は、ここまで。



※挨拶 … 佐々木会長から挨拶がありました。

※今年度の取組の実施状況・成果について

◆配付した資料「令和元年度（2019 年度）自治推進会議の流れ〔省略〕」を参照しながら、今年度話し合われた内容について、出席者で確認を行いました。

⇒東田ファシリテーター

今年度は、これまで自治推進会議“あり方会議”を開いて来た。もともと「フォーラムを開催しよう」となって、実行委員会のかたちで集まったけれど、そこでは「フォーラムでは何をするのか?」「自治とは何か?」となった。平成 28 年の時のフォーラムはとても盛り上がったけれど、「本当に自治推としてフォーラムをやる必要があるのか?」となって、実行委員会から変わって、あり方会議を続けてきた。

今年一年の流れをきちんと見ていただきたくて、資料をまとめていただいた。

次が、今年度最後の自治推会議となる。この 1 年間、“あり方会議”も含めて、話し合いをする中で、迷ったり、困ったりしたことを項目ごとに時系列で並べた感じになっている。

たくさんのことを迷い悩んだ。

今日は、今年度の自治推進会議が何をして来たか？、という実施の状況と、それぞれ迷ったり悩んだりしたことでの“成果”のようなものをある程度まとめていただいているので、少しそれを整理しながら、話をしていくことが出来ればと思う。

「このことが成果だった」「このようにやったよね」ということを分かった上で、次回3月の会議の時に改めて、「来年度は何するのか？」という話し合いが出来るのではないかなと思う。

【学ぼうのタイトルのこと】

広報紙のタイトルが変わったことが“成果”の一つ。タイトルを変えたということ。

【フォーラムのこと】

初めは、「フォーラムをやろう」と集まったけれど、、

その中で「自治って何？」「自治推進会議は何を、どこを目指すの？」との話題になり、そこをもう一回話し合ってからフォーラムのことを考えないと無理となって、直ぐの単独開催はしなくなった。

無理にグイグイと場をつくっていこうということではなくて、あくまでも対話の場で考えていこうと。単独開催はしない、でもコラボすることについては、チャンスがあればということで、今も進んでいる。

【じわじわアンケートのこと】

投票フォームをつくって、広報紙の条例解説記事の番外編にも載せた。

9/15の公開シンポジウム、2/1のフォーラムでも参加者にアンケート用紙を配り、答えてもらっている。

2/22の景観フォーラムでも配る予定となっている。

じわじわアンケートは続いている。

【守っているかチェックのこと】

意見等

○今は、まだ右往左往している。

「議会は、自治基本条例を守っているかどうか？」という話もした。

議会とは、“守っているかチェック”をするのではなく、“対話の場”をつくることが出来ればということになった。今も結果が出ているのではなくて、その途中の段階。

⇒東田ファシリテーター

委員のみなさんで議会の委員会を傍聴しに行っていただき、様々な感想もいただいた。

自治推進会議としては、議会とは対話の場をつくっていこうということになった。

例えば、「対話の場」をつくって欲しい、議会傍聴をどんどんさせて欲しい、グラフィッ

クをさせて欲しいということを言っていくというのも一つ。
自治推進会議として、働きかけを出来るかもしれない。

自治基本条例をつくる時は、議員の方達が来てくださって、話し合いをしたが、現在の議員の方の中には条例策定に関わらなかった方もおり、条例が実際に出来上がって以降は、「条例に対してどう思っているか？」「何が守られていて、内容がどうなのか？」ということを知っているかどうかについては、直接自分は話をしたことがない。

◆ここで、佐々木会長より町内会での活動に関して報告がありました。

⇒佐々木会長

連合町内会と議会との話し合い、“対話”を行ったが、その時には議長からも『自治基本条例で謳われている』と冒頭にきちんと説明をしていただいてから話し合いをしたので、意識をしていただいていると思う。

連合町内会で話し合いを行う時も、先に自治基本条例についての資料を渡して、「だから、話し合いをする」と説明している。町民参加も必要、議会との話し合いも必要、行政との話も必要ということを伝えてから、話し合いをしている。

転入者を町内会の担当である生活課のところまで案内をしていただいて、「あなたはここの町内会ですよ。町内会長は誰々ですよ」と伝えることについて相談している。「会長さんに連絡をしてもいいですか」という話をする時に、自治基本条例の町民の役割、町内会の役割をまとめたものをつくって、一緒に渡したいということで、企画課にもお願いをしている。

町内会では、“自治基本条例が大事である”ということを訴えていくことによって、流れが変わって来ている。



自治推進会議の役割・今出来そうなこと

⇒東田ファシリテーター

これまで、「そもそも自治って何？」「この会議の目的は何？」という話し合いをみなさんと続けて来た。

自治推進会議自体は、はっきりしている。自治基本条例をPRすることと、結構はっきりしているが、そもそもの「自治をなぜ進めるのか？」「自治基本条例は、何のためにあるのか？」というところが“宙ぶらり”になってしまうと、そこからは、なかなか進められないので、そもそも論について議論していったほうがいいのか？となって、実行委員会ではなくて、あり方会議にしていこうとなった。

そして、役割や、今自分達自身が出来そうなことは何だろうか？ということ話を合ったことで、『場が変わって来た』と思う。

チェックをしてみると、「なぜするのか?」「本当にそのチェックは生きてるのか?」ということ話し合いつつ、計画をチェックしてみるとということや、三者で対話をしてみようということ、自治基本条例に付随する条例をつくったほうがいいのではないかという意見も出た。

そして、役割や今出来そうなことについて話し合う中で、、、
まずは、自治基本条例をきちんと把握して、考えていこうということになった。
条例そのものも、覚えていなかったり、忘れていたりもしている。策定委員だった人も含めて、少しきちんと読み直すことになった。まだ第10条までしか進んでいないけれど、読み直すということをしている。

改めて自治基本条例を読み直すと、思い出すこともある。

今はどうなのか?と考えることも出来る。

意見等

○すばらしい条例だと思う。

⇒東田ファシリテーター

本当にそう思う。他のまちの基本条例よりいいと思う。やっぱりいいと思う。

意見等

○町内会のことも入っているので。今、様々な問題が現実になると、条文に町内会のことが入っているということは大きかった。

○そう思う。あの時、条文に入れることを提案して本当に良かったと思う。

○先見性があった。町内会の加入率は下がって大変なのだけれど、でも、なければ、何も出来なかったとも思う。もっと変えることが出来るところはあったとは思いますが。

○出来れば、町民活動団体と町内会の2つを分けて欲しかった。

○そのことを次の条例の見直しの時にどうするかは、この会議で検討してとなるのでは。

○町内会からも『早くそうして欲しい』と上がって来ると思う。

○議会の傍聴については、『傍聴に行く』という行為をしたことで、いろいろなことを知ることが出来た。

⇒東田ファシリテーター

そして、「やっぱり条例そのものを勉強する
必要があるよね!!」となった。



[会議風景]

◆ここで、事務局より、町の条例体系図についての説明がありました。

意見等

○これは良いと思う。分かりやすい。

○何かについて行動するためには、条例をきちんと読み込んでいかないとダメだと思う。

⇒東田ファシリテーター

自分が普段働いていたり、活動をしていたり、関係するところに、このように条例がぶら下がっているということを分かっていただく。これと法律に準じて、役場の職員の方達は動いているということになる。

こちら側も町の条例をきちんと読み込んでいかないと戦えない。そうしないと、もう決まっていたりとか、自分が思い込んでいるだけで、そうではなかったりすることもある。条例があるものは、条例に基づいて動くけれど、条例にないものもたくさんあるので、その時は、その都度の判断で動くしかないということではないか。後々にそれが条例になるかということとはまた別のこと。

意見等

○せっかく体系図をつくったのだから、これが町のホームページの中にあるといいのではないか？

《事務局：企画課長》

分野毎に条例を分けているということはないので。基本例規集に条例が載っている。町民のみなさんに、「こういう政策に対する条例はこれです」と見せる表はない。

⇒東田ファシリテーター

町のホームページの自治推進会議のところにこの表があったら、“中標津町は自治が進んでいる”となりそうな気がしないでもない。どうだろうか？

《事務局：企画課長》

例規集は、データベースがまた別なので、そこに飛ばすことは難しい。

⇒東田ファシリテーター

6つの分野は第6期の総合発展計画の6分野のこと。その時の分野の所管の名前。

第7期の計画になった時には、その名前自体が変わったり、分け方が変わるかもしれない。分野を3つに分けよう、4つに分けようとなるかもしれない。それが、また、決まった時にはこの分野も変わる。

分野の中身も、言葉も、第6期計画策定の時は策定メンバーみんなで考えて、大騒ぎだった。たくさんのことを考えた。キャッチコピーも考えた。6分野をどういう分け方にする

か、それぞれどういう言葉を使うかは、たくさんたくさん話し合った。使う言葉の字もこだわりの持って考えて決めた。

“対話の場”や“町民ファシリテーター”については、現在進行形で進んでいる。追加したほうが良いこと、みなさんへの報告や共有したほうが良いことがあれば、言っていただきたい。

⇒本間副会長

12月に中高生を対象としたファシリテーターの勉強会を行った。中学生5人が参加して、大人も6人参加して、合計11人。中学3年生が4人いたが、『もっと早く知っておきたかった』と。参加者の一人の中学1年生は『みんなもこれを知ってくれたらいいのに』と言ってくれた。

1月14日に東小6年生の中から、10人が参加して、学校運営協議会での「東っ子会議」という地域の方と保護者と先生との熟議を行い、大人を含めて全部で44人が参加した。『6年生が、こんなに出来るなんて』という大人のお褒めの言葉と、大人は『喋りすぎた』と自己反省の言葉が聞かれた。参加した6年生からは『こんなにも大人が自分達のことを考えてくれているということを初めて知った』との感想があった。大人達は感激していた。その時の内容をもとに、学校運営協議会では、今後どういうことを取り組んでいくべきかということ話し合っていくことになった。

6年生や中学校1年生くらいで、ファシリテーションを学ぶことが出来ると、その子の成長にとっても、いいのではないかと感じた。

2月11日には、札幌から講師を招き、“対話の場”の勉強会を行い、言葉には表現出来ないこと、これまでも学んだ会議の進め方や話し合いの進め方というものから、更に心の深い部分のことや、グラフィックについても学ぶことが出来た。

主宰者としては、参加者の方からの『良かった』との感想をいただいたことが良かった。



【今、出来そうなこと】リスト

～これまでの“あり方会議”の中で、話し合われた内容についての確認～

10/17（2回目のあり方会議にて）

■町民憲章 のこと

町民憲章を大事にしていく取り組みを行ってはどうか？

プレートをつくるのはどうか？

※まずは、自分達が唱和をしよう！！ということになり、会議では唱和を続けている。

■パートナーシップよつ葉🍀 のこと

実は葉っぱの一つ一つに意味がある。町民・行政・企業・団体。ただのよつ葉ではない。

■自治基本条例を勉強しよう！！

追加すべき表現を確認していこう。※解説書を直した方がいいのでは。

10/30（3回目のあり方会議にて）

■テーブルファシリテーター学習会のこと

学習会への自治推進会議の参画…実行委員会での開催としてその中に名前を入れた。

〔中標津町テーブルファシリテーター学習会2020実行委員会〕

※改めて、自治推進会議の中でも行って欲しいという意見が出ている。

日にちについては来年度考えていきたい。

■町の条例の体系図のこと

事務局にて現在の状況に合わせて、見やすいかたちに直した。

P D Fにして町のホームページに載せることについては、検討することに。

■（再び）町民憲章のこと

まずは、自治推進会議の中で唱和をしてみよう！！

そして、次の段階として、広めることとする場合には、どのような働きかけを行えばいいのか？働きかけのためのステップやロードマップのようなもの、どういう道のりで進んで行けばいいのか？ということを考えなければならない。

意見等

○町民憲章の唱和も、企業でいえば、朝礼で行うようなものだと思う。

○多くの町民の目につくようにするのがいいかもしれない。

○唱和を他の会議で行うということも、いきなりでは難しいのではないかと思う。

突然、会議で「唱和しましょう」と言ってもなかなか難しい。この会議の中で唱和することはいいと思うが…。

⇒東田ファシリテーター

ここは“中標津の自治を考える”会議だから、みんなも「まちのことを考えよう」という気持ちになった状態で集まって来ているから、「なるほど、このようにいいことが書いてあったのか」と、違和感はないだろうけれども…。

プレートをつくる？ FMはなで読んでもらう？

意見等

○その方がいいような気がする。耳に入るのでは？

○コマーシャル的な感じで？

○一般の人に向けてであれば、その方法はいいかもかもしれない。

○どこかで出来れば、変わるような気がする。

○他のところの会議の前に、まずは、[自治推進会議のルール]の中に“町民憲章を唱和しよう”ときちんと入れるのはどうか？そして、「中標津町の会議では、町民憲章を唱和する」というように広げることが出来ると良いのではないかと思う。

○『唱和しましょう』ではなくて、『大事にしましょう』とするのはどうか。

⇒東田ファシリテーター

町民の人達も町民憲章があるということ自体を知らないのではないかな？まずはそこらなのでは？

今出来そうなPRの仕方として。じわじわアンケートの相手側が持ち帰る3原則が書かれた裏面に、町民憲章を載せるのはどうだろうか？

意見等

○町の祭りの開会式の時に、町長が読んでみるのはどうか？

○FMはなで定期的に流してもらうのはいいかもしれない。

○それを誰が頼むのか？自分達になるのか？

⇒東田ファシリテーター

だから、その方法論を議論しておかないとダメなのでは？そうすれば、きちんと相手にも「やって欲しい」と言うことが出来る。このことは、来年度の自治推進会議の宿題の一つになっていくということ。

じわじわアンケートの裏面に載せることはすぐ出来るけれど、正式なことは、きちんと考えなくてはダメだと思う。

■（再び）パートナーシップよつ葉🍀 のこと

⇒東田ファシリテーター

よつ葉に「企業」はあるのに、この自治基本条例そのものに企業や産業団体などの名前や役割は入っていないくて、入れることが出来れば良かったという話をその時はした。

自治基本条例に、企業や地元の事業者さんの役割について、あまりきちんと明文化されていないと思う。“町民”の役割は入っているけれど。

解説書をつくる時に全国の自治基本条例を見たが、『事業者』と入っているところもあって、「事業者は健やかに働いて税金を納める」というようなことが書いてあった気がする。地元に貢献するようとか、そのようなことが書いてあったような気がする。

中標津町の自治基本条例に入っていないが、中小企業振興基本条例や産業振興条例があって、ちょうど、中小企業振興基本条例を決めている時頃が、自治基本条例を決めている前後くらいだった。その時に、当時、振興条例を決めていた策定委員の方と話をしたことがあったが、うまく連動していけるといいということは話したが、「どのように表現すればいいのか？」についての議論は出来なかった。

◆ここで本間副会長より岐阜市の自治基本条例についての紹介がありました。

条例に関する用語の解説で、【まちづくりにかかわる人々】として

「年齢、国籍に関係なく、個人、団体、企業（事業者も含む）などすべての人がまちづくりにかかわっています。したがって、本条例による「市民」とは、参政权、および居住の有無により対象を限るものではありません。」としている。

意見等

○これから日本語学校の開校で、外国の人達が中標津町に入ってくるのであれば、国籍のこの記載は、必要かもしれない。

○ここでは、町民の扱いになっている。そこで一括りにしている

○解説書の内容だけを変えるという方法もある。

⇒東田ファシリテーター

もう少し丁寧に説明することなど方法は様々あるような気がする。

『国籍に関係することなく』という、新しい表現。外国人の方のこと、企業のこと。

外国人の方の表現方法と、企業の表現方法は、条例の見直しも含めて考えていくことが必要だということ。

意見等

○法人はどうなっているのか？

⇒東田ファシリテーター

全部“町民”に入っている。中標津町に活動しに来る人もそう。

自分は言うようにしている。『自治基本条例上、私は町民です』と胸を張って言っている。

■条例解説書の整理のこと

⇒東田ファシリテーター

特に「情報共有」のところ、第5条の“手段”が、あの頃考えていたものよりも、増えている可能性があるので、特に解説のところを追加していこうと。勉強も含めて話し合う。

第6条―“総合発展計画”についての表記

第9条―町民参加の方法と、参加が出来る基本的な整理が大事ということ。あれやこれやと書いてはあるのだけれども。

条例策定時には、入れることが出来なかった「男女共同参画の視点が大事だということ」。

審議会に女性を何%以上入れなさいということ、条例には入れられなかったもので、解説のところでもいいし、自分達自身も話し合った方がいいかもしれないという話をした。

参加！参加！と言うけれど、参加しやすい基本整備が大事。

情報公開、機会をつくる、会議の公開・非公開、町民参加の方法を書くだけではなくて、きちんと町民参加を促すような方法などの基本整備を、自治推進会議として考えていかない。

このように、右往左往はしたのだけれど、右往左往したなりの経過を資料としてきちんとまとめていただいた。



◆ここで、事務局より今日の配付した資料の説明を行いました。

<広報掲載記事…その１３～１７>

途中でタイトルが変更となる。３月号で〔その１８〕となる。

意見等

○今日の１年間の振り返りの中で、タイトルについての話し合いが「無駄だったのかな？」と思ったけれど、こうやって出来上がっているのを見ると「ああ、やっぱりいいな」とも思う。

○ホームページの URL を QR コードにして、掲載記事の右下につけてはどうか？

チェックする人がどれだけいるかは分からないけれど…。

毎回それを貼りつけるのはどうだろうか？

⇒東田ファシリテーター

自治推進会議のほうにも飛ばばいい。条例を見たい訳ではなくて、「こんなに自治推進会議は頑張っている」ということを見せたほうがいいのか？ どこに飛ばせたいのだろうか？何を知って欲しいのだろうか？

意見等

○条文に飛ばすと読むのか？ということがある。

○それよりも、自治推進会議や、会議風景はどうか？

○頑張っているということは見て欲しいけれど、だからと言って、その人達が条文を読み込む訳ではないかもしれない…。

⇒東田ファシリテーター

どこに飛ばすか？ということを中心に考えないと。このことも来年度の宿題になる！！

タイトルを変えたところまでは、素晴らしいし、広報的にも良かったけれど、

もう一歩進んで、

自治基本条例の広報を深めるアイデアを考える！！

<運用状況の中の項目の経年推移（自治基本条例の三原則に関わる内容）>

～パブコメに関して～

意見等

○パブコメは本当に意見が少ないと思う。

⇒東田ファシリテーター

行っているけれど、意見自体が来なければ、少ない。

条例の解説の中にも“情報共有する”方法として、パブコメが一つの方法となっているので、実施している。関係者や活動をしている人が見ない限り、意見の言いようがないとも思う。

「でも」が分からないと、意見も言えない。

例えば、自分は、景観計画であれば、普段から活動もしているし、意見も書くことが出来ると思うけれど、他のところは難しいとも思う。

だからと言って、パブコメという“ルール”がなければ、仕組みがなければ、意見の言いようがない。1か月くらいかかってしまうけれど、必要な“ルール”だと思う。

ただ、せっかくだから、もっと意見を言ってくれればいいとは思いますが、意見が出なくてもやらなくてはダメなものだとは思いますが。

意見等

○町のフェイスブックで、パブコメを実施していることは載るので、それを見てチェックすることはある。

○見ることと、意見を出す出さないということはまた違う。見たけれど、“意見がない”場合は、意見を出す必要がないから。

○もしかしたら、どれだけ見ているか？ということと、どれだけページを開いたかということが分かることは、必要かもしれない。

⇒東田ファシリテーター

内容が良かったら、意見の出しようがない。「いいです」ということにしかないから。

意見等

○『いいね』は欲しいかもしれない。

○『いいね』をもらえたら、うれしいかもしれない。ポジティブになれるかもしれない。

⇒東田ファシリテーター

パブコメに「いいね」ということ？「問題なし」とか？じゃあ、そのことも来年度は考えよう。「パブリックコメントをどうやっていくか？」ということだから。

～町民参加の取り組み状況に関して～

(意見交換会のこと、アンケートのこと、審議会のこと、審議会の公募委員のこと、まちづくり懇談会のこと)

意見等

○これまでも意見交換会の開催状況の報告はあった？

⇒東田ファシリテーター

今回この資料をなぜお願いしたかというと、、[守っているかチェック]や[聞いてこよう]、「各担当課とお話しをしたほうがいいのではないか?」、「何をもって自治が進んでいるのか?」ということを、「自分達自身が行政運営のところを勉強すれば、対話が出来る」と話している中で、内容まとめたほうがいいのではないか?ということで、まとめていただいた。

◆ここで事務局に対して質問がありました。

⇒東田ファシリテーター

意見交換会の定義は何になるのか?

《事務局：企画課長》

全部の課に照会をして、それぞれの課で開催した意見交換会の報告をまとめたものを挙げている。

⇒東田ファシリテーター

各担当課が自分のところで行った内容を“意見交換会”と認識していなければ、報告はならないということか?

実は、もっと行っているのかもしれないけど、こちら側の認識と、各担当課が意見交換会として挙げるかどうかの認識が違っていると挙がらない。

「意見交換会はこのもの」だからきちんと挙げてと言わないと、相手側の認識とこちら側の認識がねじれているとそうになってしまう。そういうことなのでは?

意見等

○ケアマネ連絡会なども意見交換会なのでは?

⇒東田ファシリテーター

ファシリテーター的に言うと、、

自治推進会議のみなさんが、何をもって【自治が進むための】足掛かりの一つの“意見交換会”と思っているのか?だから、その内容によって、担当課に意見交換会を挙げてとなるのでは?指針までとは言わないけれど、何がここに載るべき“意見交換会”なのだろうか?

何でもいいから、役場が主体で、行政が主催して、何かしら町民のみなさんと『場』をつくれれば、それはとにかく“意見交換会”であると自分達が思って、そのことを企画課にも言って、そうだとすることになって、企画課から各担当課に照会をして、挙げてもらう。

「なるほどそうなのか?」という道のりが必要だということでは?

みんなが何となくイメージしていること、ぼんやりと捉えていることを、自治推進会議として、“自治基本条例の視点”に立って考えること、定義づけることは必要かもしれない。

⇒東田ファシリテーター

会議や集まりの名前に意見交換会と入っていないと挙がっていないのでは？

《事務局：企画課長》

担当課は、そういう認識でしかないのかもしれない。実際の内容は、“意見交換”をしているけれど、そういう名前ではないから挙げて来ない。ただの〔〇〇会議〕となっていると、“意見交換会ではない”からということもあるかもしれない。

意見等

○『行政から発信して、町民もしくは団体と何かを話し合いましたか？』という括りで照会するともっと広がったのでは？

⇒東田ファシリテーター

自分の役割は、ファシリテーターだけれども、意見を言わせていただくと、、、自治基本条例の第7条を見ると、〔町民参加の機会の確保〕となっている。それがここでいう“意見交換”や“情報共有”の場となる。

第7条第1項では、様々な種類は書いてある。条例の改正のことや、町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定する時、公共施設の管理のこと、総合計画のこと、行政評価のことなどが書いてあるけれども、、次の第2項が大事。第2項のほうが大事だと思う。

『前項の各号に規定するもののほか、町民参加が有効と思われる場合は、町民が参加出来る機会を確保します』と書いてある。その機会のほうが多い。

第2項に該当する機会のほうが実は多くて、たくさん行われているけれど、意見交換会として、挙げるものではないとなっている。

『第7条の第2項に合致しているかどうか？』については、細かく書いていないから、実際に行っている担当課は分かっていないということ。自分達も今初めて知ったということ。そのような気がする。

更に、第9条第2項にも町民参加の方法について“意見交換会等”と書いてあって、これに類するものが解説書にも書いてある。

まちづくり懇談会や教育懇談会などが該当する。ワークショップも。

書いてあるけれど、解説書までは見ないし、こちら側の指示の出し方もそのようには出せていないし、お互いの理解がないと、「何なの？」となってしまう。

意見等

○条文にあてはめたら、たくさん出てくると思う。

○都市マスでのこともあてはまると思う。

⇒東田ファシリテーター

都市マスでも、今年度はたくさん開催しているけれど、それがここに該当すると思っていな
いかもしれない。そういう落とし穴があったということ。そのことを是正しなければダメと
いうことになる。

何をもって意見交換会なのか？こちら側がどういう指示を出すのか？

思ったより、身近に落とし穴があるということが分かって来た！！

～アンケートの実施状況に関して～

意見等

○まちづくりアンケートはすごい。

○読むほうも気が遠くなる。まとめるほうも気が遠くなる。

○町民もこれだけ関心があるということだから。でも、回答するほうも大変。パソコンで回答
出来るなら、非常に楽ではないかと思う。紙だから嫌になって、回答しないということも結
構あるのではないか。

⇒東田ファシリテーター

紙で届いても、その中に QR コードや回答先のアドレスが書いてあって、それで回答出来る
のであれば、答えることが出来ると思う。自分も自治に関することをやっているので、届い
たアンケートは必ず答えたいと思っているが、手書きはつらい。

アンケートをやっているということと、まとめているということは分かった。

「アンケートを様々な方法で行うとしたら、回収をきちんとしたほうがいい」という方向に
ついて自治推進会議としては考えなくてはならないだろうと思う。[より答えやすくするた
めに]、[なるべく回収率を高くする] ことなどを考える。

意見等

○60代以上の人の意見が多いのでは。時間があるので書き込める。

○小学校で、学芸会を土曜日にするかどうかのアンケートを行ったが、100人近くはネットで
の回答だった。家庭数が430程のうち100人近くが、ネットでの回答だった。

○そのことは、回答するのが若い世代だからなのでは？

⇒東田ファシリテーター

アンケート内容によって、紙ベースが主になるのか、スマホなどですぐ出来るようにする
のか、アンケートを取る側が“戦略”で考えなければならないこと。

どちらでも選べるようにすることもあり。そういう時代になって来ていると思う。

そのことを、解説書にも書いて、アンケートを行う側の各担当課の人にも分かってもらわないとダメだと思う。そうしないと、今の状況は変わっていかないだろうと思う。

～まちづくり懇談会に関して～

⇒東田ファシリテーター

まちづくりを考える懇談会については、回数をたくさん行う？参加人数を増やす？

意見等

○今は、実際には“町長懇談会”ではないだろうか？参加人数も最初は多かったけれど、段々減っているのでは。

○座席がまず対面姿勢で並んでいる。

○適度なところで、話に区切りをつける人もいないと、話し合いの場になっていないことが残念に思う。

⇒東田ファシリテーター

出来れば、設計を考えたほうがいいのでは。自治推進会議としてはそう思う。

スタイルを変えても話し続ける人はいるかもしれないけれど、もう少し「対話の場」にしていかないと。それこそ、自治は進んでいかない。そうしないと、どちらかがやるという構図にしかならないから…。

意見等

○町民ファシリテーターがいて、“対話の場”が出来上がると最高ではないだろうか。

○議会は少し進んでいて、最初に意見をきちんと吸い上げて、それに対して答えるという人たち。その場限りの答えにはなっていないから、いいなと思った。

⇒東田ファシリテーター

このことについても要検討かもしれない。

～協働の取組に関して～

⇒東田ファシリテーター

協働の取組としてまとめていただいたものが、4つある。

自治推進会議として、どのように変えていくと“協働が進む”ということなのかを考えなければならないのでは？それは、何かを改善すればなのか？、PRすればなのか？ということを考える。

他にも何かをまとめてもらったら、“見えてくる”ものがあるかもしれない…。

「どのような状況になるといいのか？」ということ、来年度以降に考えたほうがいいのかもしれない。

※今日の振り返りと次回会議に向けての確認

◆板書の説明をグラフィック担当が行い、今日の話し合いの内容について振り返りを行いました。

⇒東田ファシリテーター

今年度の取組状況と成果を整理していただいた資料に沿って、みんなで話をした。

今年度の会議の途中“対話の場づくり”をきちんとやろう、町民ファシリテーターという仕組みを勉強して『増やしたほうがいいよね』と言った時から、やっぱり変わったと思う。それはすごい成果だったと思う。ただそれをどう表現していいかが分からないけれど。会議の回数も多かった。今もたくさんのいろいろな悩みはあるけれど、この1年間は、とても深くなったと思う。

意見等

○他の会議もそうだと思う。都市マスも、町内会もそう。

⇒東田ファシリテーター

都市マスも、町内会も、議会も。ただそのことを数値では表せないけれども、どの場面でも深まったと感じている。でも、それをここで言葉にして、議事録には載せておいたほうがいいと思う。

意見等

○都市マスのフォーラムの時も町民ファシリテーターが12名。町民で出来たというのはすごいこと。アンケート結果で『次も参加したい』と思ってくれたことが、一番良かったこと。町民の方の感想の結果は、とてもうれしかった。

⇒東田ファシリテーター

そのバトンをぜひ町民会議へ。

意見等

○そのように思っていただけのような場にして欲しい。

○テーブルを囲んで、何も立場関係なく。

○都市マスフォーラムの時のグループでの対話では、話し合いを仕切った人が、町民だったから良かった。大変だったという人もいたのだけれど、それでもファシリテーターの役割の人達は、良かったと思う。自分たちでやろうという前向きな声も出ていた。

進んだ！！自治は推進した！！

⇒東田ファシリテーター

9/15の公開シンポジウムの時も、グループでの話し合いの前に佐々木会長に自治基本条例のことを説明していただいたことで、その後「空気が変わったかな？」とやっぱり思った。その時は自治推進に関わる人が主宰側にいた。でも、主催側にいない状態でも、悩んでいることはあるけれど、でも進んだところがあるということは、ここで押さえておきたいと思う。様々な講座を行って、そこに実際参加していただいて。ここにいるメンバーも『良かった』と思う部分があることと、逆に課題もはっきりしているけれども…。

意見等

○こうやって、悩んでいる時点で成長したのかなと思う。ただ受け身で会議に参加するではなくて。このままでいいのか？と思うことで。でも「どうしたらいいのか」と答えが出ないこともある。

⇒東田ファシリテーター

都市マスでも、自分が発言して、道外視察のメンバーが『変えよう』と言ってくれた。意見をはっきりと言える人がいたということ、その意見をみんなが聞いている場所で言えたということ、それを具体的に“変える”人達が委員の中から出て来たことで、変えやすかった。でも、今でも苦労はしている。それが町の全ての会議や、公募委員のいる会議でそうなるわけではないけれど…。

意見等

○でも、そういう結果が出たということを知っていただいて、『こんなに町民の意見が出た』ということを知っていただきたい。話をしていただきたい。
○町内会も変わった。町内会の会議の進め方も対話式にした。
○ファシリテーション講座は定期的にやったほうがいいのでは？
○今回のフォーラムを行って思ったのは“経験値”。具体的にやるということが一番大事だと思った。「失敗してもいいからやって」というもの。

⇒東田ファシリテーター

実際にファシリテーターをやって、そしてまた講座をやって、その繰り返しだと思う。3回くらいやると、私の講座の意味が分かる。やり始めて、また途中で分からなくなると、また戻るところがある。それでいいのでは？

意見等

○自分の職場からも学習会に参加したが、次の会議の時には「ホワイトボード持って来て」と言えて、楽になった気がする。そういう人を増やすことが出来ればいいと思う。

※その他

◆事務局より、以下の内容について確認を行いました。

- ・今日の議事録については、委員宛に送付すること。
- ・次回の第3回目の自治推院会議は、3月17日（火）午後6時30分から。
場所は、今日の会議と同じく総合文化会館の研修室となること。

※閉 会



町 民 憲 章

（昭和40年7月1日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく
中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、
みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。